

国旗の掲揚に関する訓令

平成20年2月14日
兵庫県警察本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察における国旗の掲揚に関して必要な事項を定めるものとする。

(国旗を掲揚する庁舎)

第2条 国旗は、次に掲げる庁舎（掲揚設備がない等特別な理由により国旗を掲揚することができない庁舎を除く。以下単に「庁舎」という。）に掲揚するものとする。

- (1) 兵庫県警察庁舎管理規程（平成9年兵庫県警察本部訓令第15号）別表の左欄に掲げる庁舎及び警部派出所
- (2) 交番及び駐在所（以下「交番等」という。）

(国旗を掲揚する日時)

第3条 国旗は、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める日の午前9時から午後5時45分までの間、掲揚するものとする。ただし、降雨等により国旗を掲揚することが適当でないと認められる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 交番等以外の庁舎 毎日
- (2) 交番等 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日

(国旗を掲揚する所属)

第4条 国旗は、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる所属において掲揚するものとする。

- (1) 本部庁舎 総務部総務課（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日にあつては、宿直）
- (2) 姫路庁舎 交通部交通機動隊
- (3) 前2号に掲げる庁舎以外の庁舎 当該庁舎の管理責任を有する所属

附 則

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年11月2日から施行する。〔以下略〕